

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年4月10日
【会社名】	株式会社UCS
【英訳名】	UCS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 秀樹
【本店の所在の場所】	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
【電話番号】	0587-24-9028
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 外山 綱正
【最寄りの連絡場所】	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
【電話番号】	0587-24-9028
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 外山 綱正
【縦覧に供する場所】	株式会社UCS東日本営業所 (神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番17) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年4月6日開催の当社臨時株主総会（以下「本総会」）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成30年4月6日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 当社とユニー株式会社の株式交換契約承認の件

当社とユニー株式会社（以下「ユニー」）との間で平成30年2月6日付で締結した、ユニーを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）に係る株式交換契約を承認する。

第2号議案 定款一部変更の件

本株式交換の効力が発生した場合、1株以上の当社普通株式を所有する者はユニーのみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなるため、本株式交換の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、また、当該変更に伴う条数の繰上を行う旨の定款変更を行う。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果および賛成割合（％）
第1号議案	160,689	1,588	0	（注）	可決（97.99）
第2号議案	160,731	1,583	0	（注）	可決（98.00）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた行使分を合計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上